

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

航 空 局 長
(公 印 省 略)

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う警備協力について

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）につきましては、令和7年4月13日から同年10月13日までの間、大阪府大阪市夢洲地区において開催され、開催期間中には国内外から約2,800万人の来場者が見込まれるほか、開閉会式やナショナル・デー等には、多数の要人が来訪することが予想されるなど、国際的に高い注目を集めています。

大阪・関西万博をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、ローン・オフエンダー、万博開催反対を主張する諸団体等による違法行為に加えて、催事の妨害や我が国の信用失墜を企図するサイバー攻撃の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にあり、大阪・関西万博会場における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の地域においても重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の未然防止を図るため、警察庁から警備協力を要請されているところであり、テロ等違法行為の未然防止に万全を期す必要があることから、別添の趣旨を踏まえ、管轄する警備当局等と十分連携をとり、下記事項について万全を期されるよう（お願いします。）貴協会傘下の会員へ周知願います。

加えて、小型航空機に対する管理強化の要請等の項目についての具体的な対応は、別途担当課より通知します。

別添：「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う警備協力について」
（令和7年3月5日付国官危管第18号）

記

- 1 大阪・関西万博に関する不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- 2 大阪・関西万博会場周辺における小型無人機等の飛行規制についての注意喚起
- 3 小型航空機・小型船舶所有者等に対する管理強化及び大阪・関西万博会場周辺における飛行・航行抑制の要請
○小型航空機に係る具体的な強化

- 4 不審航空機・不審船舶等の情報を把握した際の警察への通報体制の確立及び即時通報
- 5 空港等における訪日外国人等に対する航空法、小型無人機等飛行禁止法及び小型無人機等飛行禁止条例（「大阪府二千二十五年日本国際博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例」以下「小型無人機等飛行禁止条例」という）の積極的広報
- 6 無人航空機登録者に対する大阪・関西万博会場周辺における航空法、小型無人機等飛行禁止法及び小型飛行無人機等飛行禁止条例による規制の周知・広報及び大阪・関西万博会場周辺における飛行抑制
- 7 無人航空機登録者に対する飛行規制等の周知徹底
- 8 万博の安全・安心な開催を妨げる偽・誤情報への対策
万博に関し、来場者等の安全・安心に関わる偽・誤情報が流布された場合における、現場での事実確認に係る警察との連携

以上